

## 第12回 名寄市農業委員会総会（令和3年12月）議事録

日 時 令和3年12月28日（火）

午後2時24分 開始

午後4時36分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

### 日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	諸般の報告について		
第3	報告第2号	名寄・智恵文地区農地小委員会報告について		
第4	報告第3号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	
第5	議案第1号	土地の現況証明願いについて	2件	承認
第6	議案第2号	設定された権利の合意解約について	12件	承認
第7	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	30件	承認
第8	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	12件	承認
第9	議案第5号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第10	議案第6号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	2件	承認
第11	議案第7号	農地法第52条に基づく賃貸料情報について	1件	承認
第12	議案第8号	農地利用状況調査に係る非農地の認定について	1件	承認

### 第12回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	21番 飯塚明夫
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	23番 南原政幸
6番 水間健詞	15番 山上瞳	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	25番 越孝則
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
9番 村上清	18番 中村敏夫	27番 又村裕司

## 第12回 名寄市農業委員会定例総会 議事録

日 時 令和3年12月28日（火）午後2時24分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には、大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。  
それでは、令和3年第12回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。  
それでは、令和3年第12回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席者はありません。委員定数27名中、委員27名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は11番 上手委員、12番 林委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は上手委員、林委員に決定いたしました。

---

議 長： **日程第2、報告第1号「諸般の報告について」**を議題に供します。  
それでは事務局から報告をお願いいたします。

事務局：（報告第1号について説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
「諸般の報告について」ご質問等ございますか。

議 長： ご質問等がなければ、報告第1号「諸般の報告について」を終わります。

---

議 長： **日程第3、報告第2号「名寄・智恵文地区農地小委員会の報告について」**を議題に供します。それでは、清水委員、報告をお願いします。

清水委員： 報告いたします。名寄・智恵文地区農地小委員会において、審査した内容および結果についてご報告申し上げます。12月17日10時より、風連庁舎3階委員会室において、名寄・智恵文地区農地小委員会に属する農業委員および会長、代理、事務局で開催いたしました。審査した案件は、「法人の農地権利設定に係る適格認定について」です。今回審査対

象の法人概要であります。法人名称「株式会社 ○○」、代表氏名「代表取締役 ○○○○」、住所「名寄市字○○○○○番地」、設立年月日「令和○年○月○日」、法人から提出された定款などにより形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件を審査したところ、すべての要件を満たしており、今後の農地の権利設定について適格と認められます。以上ご報告申し上げます。令和3年12月28日 名寄・智恵文地区農地小委員会委員長 清水康史。以上です。

議 長： 只今、名寄・智恵文地区農地小委員会の報告がありましたが、皆さんの方から質疑はございますか。

議 長： 質疑がありませんので、報告第2号「名寄・智恵文地区農地小委員会の報告について」を終わります。

---

議 長： 日程第4、報告第3号「農地法第5条転用工事完了報告について」を議題に供します。番号5番について、20番 小田桐委員より報告をお願いいたします。

小田桐委員：20番 小田桐です。今月の24日、届け出がありました○○さんの住宅の建設ですが、完了していることを確認してきました。

議 長： 番号5番について小田桐委員より報告がありました。以上で、報告第3号「農地法第5条転用工事完了報告について」を終わります。

---

議 長： 日程第5、議案第1号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。はじめに、番号23番の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号23番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。  
ご意見はございませんか。

小田桐委員：はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員：20番 小田桐です。23番について説明します。所在ですけれども、地図の5ページ。34番と書いてあるところの真ん中辺りになります。今月の17日に、私とそれぞれ時間は前後しますが、清水委員、中村委員の3人で現地を確認してきました。利用状況としては、農地ではなく周りはすべて住宅地となっていますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長： 只今、小田桐委員より意見がありました。  
番号23番について原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に**番号24番**の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号24番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号24番について説明します。番号24番の〇〇さんについては、8月の農地パトロールにおいて確認をされたところです。場所は地図の8ページを見ていただきたいと思います。25線道路とありますが、25線道路の東へずっと向かいますと、道道旭名寄線をさらに越えて少し曲がりくねった道路がありますが、ここを右の方にカーブしたやや内側の辺が現地になります。この土地自体は長い間耕作されていなく、木がかなり生えており、畑ではないと確認してきたところです。問題ない案件かと思しますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議 長： 番号24番について只今、武田委員より意見がありました。  
番号24番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

---

議 長： **日程第6、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。  
議案に入る前に、番号26番は住田委員が、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたしますので、日程第6、第7が終了するまで退席をお願いいたします。  
（14：35）

議 長： それでは議案に入らせていただきます。（14：35）  
本件は、**番号19番から追加30番**まで一括して説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号19番から追加30番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
番号19番から追加30番までを一括して承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号19番から追加30番まで一括して承認することに決定いたしました。

議 長： 日程第7、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。  
はじめに、売買の審査を行います。番号26番、27番を一括して説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号26番、27番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号26番、27番につきまして説明します。まず26番ですけれども、11月29日に〇〇〇さんから申し出のありました農地について、あっせん委員会を開きました。委員は私、上手委員、林委員と事務局4名であっせんを行っています。事前に地域との協議もさせていただき、本来ですとこの物件はアカシヤ地区ということで住田委員の担当でありますけれども、〇〇さんについては当事者になる可能性があるということで、私の方で進めました。買い手の協議もさせていただき、地域の意見も聞き、あっせんの中で協議した結果、隣接地を耕作している〇〇さんが適任ということで決定させていただいたところです。この土地は、3年ほど前に〇〇さんが区画整備等を行いまして、アカシヤ地区においても非常に条件が良い土地ということで、単価についても反当り22万円。また地番の1494番2については、バイパスの絡みで一部三角の部分ができまして、そこは非常に作業性も悪いということと、バイパスの工事で暗渠の方も上手く使えないということもあり11万円という単価になっています。場所につきましては、地図の8ページを見ていただきまして、27線道路の中央という表示がありますけれども、それよりも少し東に行ったところ、7号道路の東側ということで、7号道路から27線と26線の間にあります。両者合意のもと番号26番はあっせんが成立しています。

続きまして27番ですけれども、同じ〇〇さんから出ています。場所がちょっと違うんですけども、先ほどの地図を見ていただきますと、中央の中の部分にある土地です。この土地についても、地域との話し合いを行いまして、隣接地を耕作している〇〇〇〇〇〇〇さんが集約性、作業性も考えて適任ということであっせんを行いました。〇〇さんにつきましても単価について合意していただき成立しています。26番、27番とも問題ない案件かと思えますけれども、皆様方の審議よろしくをお願いします。

議 長： 只今、武田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号26番、27番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番、27番は原案のとおり決定いたしました。  
ここで住田委員の入室ため、暫時休憩します。（14：52）

議 長： 議事を再開いたします。（14：52）  
続きまして、番号28番の審査を行います。番号28番の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号28番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。28番について説明いたします。12月13日午前、農業委員から武田委員、林委員、私と事務局4名であっせん委員会を行いました。この場所の所在ですけれども、地図の8ページの中央と書いてあるマーカーのところの、27線の東6号と7号の7との北東になります。価格は先ほど27番でも説明があったと思いますけれども、〇〇〇〇〇〇さんが近くの土地を22万円で購入していますが、今回の土地は暗渠が近年なされていなく、肥培管理が悪いということで100軒水田の方は反当り20万円。それ以外のところは19万5千円という金額で両者合意の上であっせんが成立しています。問題ない案件かと思えますけれども、審議方よろしく願いいたします。

議 長： 只今、番号28番について住田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、**番号29番、30番**の審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号29番、30番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号29番、30番の説明をいたします。まず29番ですが、11月25日10時より、東風連地区のあっせんに関して4名の申入れ者を対象に利用調整の手法について説明し、そのあっせん方法について同意書をもらいました。まず11時より売り手の〇〇さん、買い手の〇〇さん、武田委員をはじめ沼田会長、村中代理、新田委員、私と事務局4名により1階会議室においてあっせん委員会を行いました。売り手からの申し出に基づき、地域の方々の意見を参考とし、規模拡大の意欲があり地域の中心となる農家ということで〇〇さんを選定したところです。あっせん農地は、地図の9ページの道道パンケ風連線の望湖台公園へ向かう路線の登りの手前になりますけれども、道道を境に両サイドに農地があります。ここは換地処分がされていないことから現状と地番が合っていないこと、小さい圃場が多く作業効率が悪いこと、などを考慮しました。この地域の一般的な価格については、近年12～13万円前後となっていることから、13万円ということで双方合意によりあっせんが成立しました。

続きまして30番について説明します。30番については、12月13日13時30分より売り手の〇〇〇さん、買い手の〇〇さん、委員としては武田委員、沼田会長、村中代理、私と事務局4名において、あっせん委員会を行いました。この案件は、去る11月25日にあっせんを行い、買い手が1名でしたが価格が合わなく不成立となった案件です。東風

連地区としては、地区を広げ希望者を募ったところです。買い手の〇〇さんについては、規模拡大を目指し世代交代をされ、若き後継者でもあります。売り手の〇〇〇さんについては高齢に伴う経営地の縮小ということです。あっせんの土地は出作地で、地図の8ページになります。東風連駅手前の道道から、右手に上がって行く中名寄線に向かう道路がありますが、それと交差する東11号道路との左側に位置する農地となります。本人が基盤整備をしたということもあり、土地に関しては圃場は大きく、4反前後から1枚が1町近くの農地もあります。圃場は管理されていますが、土質的には粘土地であり、地域の過去の経緯をふまえ16万5千円となりました。補足ではありますが、前回の不成立と同じ価格での双方合意によるあっせんが成立しました。以上2件のあっせんの状況でした。皆さんの審議をお願いします。

議 長： 只今、安達委員より意見がありました。ほかにご意見はございますか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番および30番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番および30番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号31番、32番**の審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号31番、32番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。31番、32番について説明を申し上げます。まず31番ですけれど、11月25日午後2時30分より当庁舎1階であっせん委員会を開いています。申出者の〇〇さんにつきましては、高齢のため規模を縮小したいということでの申し出です。場所については、先ほどありました東風連25線をまっすぐ東に向かい、道道旭線との交差点の角が〇〇さんの住宅なんですけれど、そこから少し名寄の方に向かったところが今回の申出地になります。東風連地区は、先ほど安達委員からも説明がありましたように、今回4件の物件が出たということで、事前の説明会も含めた中で、あっせんを開いているところです。〇〇さんの物件につきましては、2名の買受申出者があり地域との協議をした中で、どなたが買受人として適任かという協議も各委員さんとしながら決めてきたところです。委員については私、安達委員、沼田会長で協議させていただきました。〇〇〇〇さんについては、隣接地を耕作していること、若い農業者ということも考慮して、第1候補と決めさせていただきました。単価については、東風連地区の平均的な単価を基準に、田については21万5千円、畑については1万円ということで、両者合意のもと成立したところです。

続きまして32番について説明します。同じく25日の午後3時30分から〇〇さんから申し出のあった土地についてのあっせん委員会を開きました。委員には安達委員、沼田会長と事務局ということで進めています。今回の申出地につきましては、先ほど解約のありました〇〇さんと賃貸をしていた土地になりますが、〇〇さんについては高齢になってきたことから売買での申し出があったところです。買受希望者は〇〇さん1人ということでした。価格につきましては、風連別川沿いで条件的にも良いところということで平均的な価格より若干高い反当り22万円となっています。両者合意のもとあっせんは成立しています。何ら問題のない案件と思いますけれど、皆さんの審議をお願いします。

議 長： 只今、武田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号31番、32番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番、32番は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号33番、34番**の審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号33番、34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号33番、34番について説明します。11月29日に風連庁舎において、私と林委員、飯村委員と事務局であっせん委員会を開催しています。33番の〇〇さんの所在は3カ所あり、まず9ページをご覧ください。左側に黄色いマーカーで27線と書かれた場所があり、その下に風連球場があります。その球場の右下付近が1カ所目の所在地になります。続いて中央に道道下川風連線があり、その上に北一番通と書かれた場所があります。それと御料5線との交わった付近に〇〇さんの住宅がありまして、そのちょうど北側付近に2カ所目の所在地があります。3カ所目は住宅の横のちょうど右側の方になります。買受者については、同じ班内で酪農家の〇〇さんが買っただけということになり、反当り田が4万円、畑が4万円で両者合意の上で成立となっています。続きまして、34番の〇〇さんの所在地は同じ9ページの中央に黄色いマーカーで道道下川風連線と書かれたところと、御料4線というマーカーがありますが、その上に御料ダムと書いてあります。御料ダムのちょっと手前の付近が所在地になります。〇〇さんは昨年まで賃貸をされており、賃貸されていた〇〇さんと今回あっせんとなりました。価格は、区画が小さいのと傾斜地であることから、反当り田が8万円、畑が2万円で両者合意の上で成立となっています。よろしくご審議をお願いします。

議 長： 只今、横田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。私はあっせん委員会には出席していないと思うんですけども…

横田委員： すみません。住田委員でした。

議 長： ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号33番、34番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



議 長： 異議なしと認めます。よって番号33番、34番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号35番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号35番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。35番について説明いたします。まず所在については、地図の9ページで、右下にある南三番通と御料11線の交差点の右下の辺りになります。私と横田委員、林委員出席のもと、12月9日にあっせん員会を行っています。〇〇さんより申し出のあと、日進の旧13区の規模を拡大する農業者の方へ周知後、11月30日に締め切りましたが、2名の方より申し出がありました。地域のご意見も伺い、隣接している農地がある、また規模拡大の必要性なども含めて〇〇〇〇さんが優先ということで、順位を決めさせていただきました。土地の価格については、水田については変形田、また畔がない部分があったことから8万円。畑については一部小さいところもありますが、水はけも良く土質も良いということから4万5千円で両者合意の上、あっせんは成立しています。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： 只今、飯村委員より意見がありました。ほかにご意見はございますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番は、原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 次に、**賃貸借**の審査を行います。番号30番から32番までの審査は、5番 高橋委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席をお願いいたします。（15：22）

議 長： それでは、はじめに**番号30番**の説明を求めます。（15：22）

事務局： （議案第3号 番号30番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号30番について説明いたします。これは、〇〇さんと〇〇さんとの賃

貸の更新となっています。何ら問題ない案件かと思えます。

議 長： 只今、番号30番について清水委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、村中代理の席移動がありますので暫時休憩といたします。(15:24)

議 長： 休憩以前に引き続き、議事を再開いたします。(15:24)  
**番号31番から33番まで一括して説明を求めます。**

事務局： (議案第3号 番号31番から33番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

村中委員： 会長。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。31番から33番について説明いたします。まず31番ですけれども、〇〇さんと〇〇さんの賃貸の更新となっています。場所につきましては地図7ページの右の方に7線と黄色いマーカーがありますけれども、このマーカーのちょうど南側に位置しています。賃貸の更新ということで問題ないかと思われます。  
続きまして32番、33番ですが、32番は逆に〇〇〇〇さんが貸手となる案件です。借手の〇〇さんは、先ほど清水委員長から法人設立の説明がありましたけれども、借手が〇〇〇〇さん本人でしたが、令和4年1月から設立されます株式会社〇〇が借手となる賃貸の更新案件となっています。場所につきましては、同じく7ページのちょうど真ん中に徳田というピンクマーカーがありますけれども、この太い道路が大通りですが、大通りの向かい辺りになります。  
続きまして33番、これも以前は〇〇〇〇個人が借手となっていましたけれども、今回から株式会社〇〇が借りる案件となっています。場所につきましては、7ページの朝日というピンクマーカーが一番右にありますけれども、それよりもう少し東側に行ったところの下川境界が11線ですので、この11線の国道南側の奥まったところになります。すべて賃貸の更新となっている案件です。

議 長： 只今、村中委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号31番から33番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番から33番は、原案のとおり決定いたしました。高橋委員の入室と村中委員の席移動をお願いいたします。(15:30)

議 長： それでは、会議を再開いたします。(15:30)  
次に、**番号34番**の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号34番を読み上げ説明する。）

議長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

飯塚委員： はい。

議長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。34番の案件の説明をいたします。〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんの賃貸の更新となっています。所在地につきましては、6ページをご覧ください。中央の下あたりに国道40号の黄色マーカーがあります。そこから美深方面に向かい、カーブが終わる直線になった部分の右側になります。もう1カ所につきましては、左に智南の文字があると思いますが、そのすぐ北側に〇〇〇〇さんのお宅がありますが、その東側に隣接しています。智恵文地区の畑としては少し高いかとは思いますが、休耕田が含まれているので適正かと考えています。なお賃貸の更新ですので、よろしく審議をお願いします。

議長： 只今、飯塚委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議長： ご意見がないようですので、番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長： 異議なしと認めます。よって番号34番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号35番から41番**までについて一括して説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号35番から41番を読み上げ説明する。）

議長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

南原委員： はい。

議長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号35番から41番について説明いたします。7件全部賃貸の更新となっています。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくをお願いします。

議長： 只今、南原委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議長： ご意見がないようですので、番号35番から41番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長： 異議なしと認めます。よって番号35番から41番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号42番、43番**について一括して説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号42番、43番を読み上げ説明する。）

議長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号42番、43番について説明します。この案件は先ほどの議案第2号の26番、27番で説明があり承認された土地です。  
まず42番の所在ですが、地図の8ページでピンクのマーカーで北栄町とありまして、その左側に老人ホームと書いてある西側が所在地となります。次に43番の所在ですが、地図8ページの真ん中辺りに風連終末処理場と書いてあるところと、風連町の文字の“風”とのちょうど真ん中、道寄りのところが所在地となります。番号42番の〇〇さんと〇〇さん、43番の〇〇さんと〇〇さんともに新規の賃貸となります。賃貸価格も両者合意のものとなっています。よろしくお願ひします。

議 長： 只今、上手委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号42番、43番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号42番、43番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号44番、45番**について一括して説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号44番、45番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。44番、45番について説明します。本件につきましては、まず44番については〇〇さんが〇〇さんからの賃借期間の終了に伴う更新ということで、場所については、8ページの中名寄に抜ける火葬場に行く上り坂を上がった東11号と12号の火葬場に向かう角が〇〇さんの家であり、11号角が〇〇さんの家です。双方の協議に基づく賃借であるため、問題ない案件と思っています。  
45番につきましては、同じく〇〇さんの住宅の近くに〇〇さんの農地がありまして、これも賃借期間の終了に伴う更新で、場所については先ほどと同じく隣接した11号から12号の間にあります。これも双方の協議の基づく賃借のため、問題ない案件かと思ひますので皆さんの審議をよろしくお願ひします。

議 長： 只今、安達委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号44番、45番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号44番、45番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、**使用貸借**の審査です。**番号5番、6番**について一括して説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号5番、6番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 20番 小田桐です。番号5番、6番について説明します。まず本件の所在ですが、地図の5ページ。58番という場所の右上に名寄高校があります。その左側に農道がありますが、そこに面した農地です。5番、6番とも同じ位置にあります。共に使用貸借の更新ということですので、よろしくお願ひします。

議 長： 只今、小田桐委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号5番、6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番、6番は、原案のとおり決定いたしました。次に入る前に、村中代理より意見がありますので、席移動をお願いします。（15：51）

議 長： 会議を再開いたします。（15：51）  
番号7番、8番について一括して説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号7番、8番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

村中委員： 会長。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。7番、8番について説明します。7番につきまして、先ほどもありましたが株式会社〇〇が設立するということで、今まで〇〇〇〇個人の所有であった農地を株式会社〇〇が使用貸借するものです。  
続いて8番につきましては、〇〇〇〇さんと今回の株式会社〇〇の代表である〇〇〇〇は親子関係にありまして、〇〇〇〇さんの農地を株式会社〇〇が使用貸借をするという案件です。よろしく審議をお願いします。

議 長： 只今、村中委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号7番、8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番、8番は、原案のとおり決定いたしました。

村中代理席移動により、暫時休憩いたします。(15:54)

---

議 長： それでは、会議を再開いたします。(15:54)  
日程第8、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供  
します。  
はじめに、番号20番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号20番について読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号20番について説明します。まず場所ですけれども、地図7ページ  
真ん中左側に赤いマーカーで砺波とあり、砺波から瑞穂に入る10線道路があります。こ  
の交差点は信号があるんですけれども、この信号を左へ曲がってすぐの右側の部分になり  
ます。〇〇〇〇さんは20数年前に離農してますが、宅地周りの畑が残っているというこ  
とで、今回江別の施設の方に移られることから、風連で農家をしている〇〇さんとは親子  
関係にありますけれども、〇〇さんに贈与をしたいということです。よろしく審議のほど  
お願いします。

議 長： 只今、中村委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号20番について、原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号20番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号21番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号21番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号21番について説明いたします。本件は、〇〇〇〇さんから息子で  
ある〇〇さんへの経営移譲をするための使用貸借となります。問題はない案件かと思いま  
すが、皆様の審議をお願いします。

議 長： 只今、南原委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号21番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号22番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号22番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号22番について説明いたします。本件につきましては、息子さんへの経営移譲のための使用貸借となります。何ら問題のない案件かとは思いますが、よろしくお願いたします。

議 長： 只今、菅原委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号23番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号23番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。23番についての説明を行います。本件については、〇〇さんが離農に伴い無償で〇〇さんに引き受けて欲しいとの農地であり、場所につきましては8ページの道道から望湖台線に向かっての角から、300m近く入ったところの右手の農地になります。双方の合意に基づく贈与であり、問題のない案件と考えています。皆さんの審議のほどよろしくお願いたします。

議 長： 只今、安達委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号23番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号24番、25番の審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号24番、25番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。24番についてご説明申し上げます。24番の〇〇さんにつきましては、高齢のためしばらくの間作付けされていなかったということで、最初にありました現況証明と同じ場所ではありますけれども、あっせんでの売り渡し希望もありましたが、なかなか条件的に厳しいということで保留されていましたが、〇〇さんから3条での買取を希望されたということで成立しています。  
続きまして、25番につきましては〇〇〇〇さんと〇〇〇さんなんですけれども、経営移譲のための使用貸借ということで申請がされています。何ら問題のない案件と思いますが、審議をお願いします。

議 長： 只今、武田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号24番、25番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番、25番は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号26番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号26番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号26番について説明します。まず土地の場所ですが、9ページの真ん中から少し左側の辺りに丸三道路という黄色いマーカーがありますが、その隣の二十九線と書いてあります“十”の下辺りが土地の所在となります。この土地は〇〇さんの両親が農業をかなり前に辞めた時に売買されなかったということで、息子さんが相続されて、今回処分したいということで面積的にも少ないことから贈与ということになっています。贈与を受ける方は隣接地を耕作しています〇〇さんです。両者合意のもとで問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長： 只今、林委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。



議 長： ご意見がないようですので、番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番は、原案のとおり決定いたしました。次に、番号27番から29番まで一括しての審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号27番から29番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号27番から29番について説明します。27番の所在は9ページをご覧ください。中央に黄色いマーカーで道道下川風連線と書いてあるところと、御料5線と書いてあるところの交わったところの右上付近が〇〇さんの所在地になります。また29番の方の所在も先に説明します。同じ黄色マーカーで道道下川風連線と書かれています、その下に御料3線という黄色マーカーで書いてあります。そのちょうど南側の道路をずっと下がった角地が〇〇さんの所在地になります。

まず27番に関しては、先ほどの議案第2号29番で説明があり承認された土地です。以前から〇〇さんが土地を処分したいと申し出があり、今回規模拡大を希望している〇〇さんが宅地も含めて引き受けてくれることになり、3条申請での売買となりました。

28番は先ほど議案第3号33番であっせんされた対象外の土地で、宅地横の農地になります。〇〇さんから〇〇さんに3条申請での売買となるものです。2件とも両者合意のもと3条申請での売買となりました。

29番の〇〇さんの土地に関しては、〇〇さんがご高齢で土地を処分したいということで、近隣地を耕作されている〇〇さんが規模拡大を希望しているため、両者合意のもと3条申請での贈与となりました。何ら問題ないと思いますがよろしくご審議お願いします。

議 長： 只今、横田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号27番から29番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号27番から29番は、原案のとおり決定いたしました。次に、番号30番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号30番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。30番について説明します。場所については、9ページの右下の南三番通と御料10線の交差路がありますが、その交差点の左付近になります。〇〇〇〇さんについては、離農に向けて農地を手放したいということで、後々宅地も引き受けてくれる方をお願いしたいということでした。先ほどあつせんで購入された〇〇〇〇さんにとということで、問題ない案件かと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： 只今、飯村委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番は、原案のとおり決定いたしました。次に、**番号31番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号31番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。31番について説明いたします。この件は、父親である〇〇さんが息子の〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借です。何ら問題ないと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長： 只今、又村委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番は、原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： **日程第9、議案第5号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。はじめに、**番号4番**の審査を行います。私から意見がありますので、席移動のため暫時休憩といたします。(16:18)

議 長： それでは、会議を再開します。(16:18)  
議案第5号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。



には先ほどもありましたが、今回株式会社〇〇が設立するというので、同時に株式会社〇〇が牛舎やラグーン等の建設を予定しているところです。以上説明を申し上げます。

議 長： 只今、村中委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号8番、9番について、許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番、9番は、許可相当として意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。  
ここで席移動のため暫時休憩します。また、総会開始より2時間が経過いたしましたので5分ほど休憩いたします。(16:26)

---

議 長： 会議を再開します。(16:30)  
**日程第11、議案第7号「農地法第52条に基づく賃貸料情報について」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第7号の説明をする。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございますか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： **日程第12、議案第8号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」**を議題に供します。  
本件は、8番 菅野委員、20番 小田桐委員、21番 飯塚委員、22番 竹部委員、23番 南原委員、26番 阿部委員が、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。(16:33)

議 長： それでは、議案第8号について事務局の説明を求めます。(16:34)

事務局： (議案第8号について説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。ここで委員皆さんの入室をお願いいたします。(16:35)

---

議 長： それでは、会議を再開いたします。(16:36)  
以上で提案しました議案審議は終了しました。  
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第12回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。  
(午後4時36分 閉会)

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_